

公職の選挙におけるインターネットの活用の促進を図るための公職選挙法の一部を改正する等の法律
案要綱

第一 公職選挙法の一部改正 (第一条関係)

一 ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布 (公職選挙法第百四十二条の三関係)

1 何人も、ウェブサイト等を利用する方法（電気通信の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）により文書図画をその受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に表示されるようにする方法（以下「インターネット等を利用する方法」という。）のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいう。3において同じ。）により、文書図画を、選挙運動のために頒布することができるものとすること。

2 1により文書図画を選挙運動のために頒布する者が、選挙の期日の前日までに、文書図画をその文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたときは、当該文書図画は、選挙の当日においても、その状態に置いたままにすることができるものとすること。

3 1により文書図画を選挙運動のために頒布する者は、その頒布に当たっては、その者の電子メールアドレス又はウェブサイト等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報として政令で定めるものが、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならないものとすること。

二 電子メールを利用する方法による文書図画の頒布 (公職選挙法第百四十二条の四関係)

1 何人も、自らに対して自己の電子メールアドレスを通知した者に対し、電子メールを利用する方法（当該電子メールアドレスをその宛先として送信をすることによるものに限る。）により、文書図画を、選挙運動のために頒布することができるものとすること。ただし、その者から、電子メールの送信その他の方法により、当該電子メールアドレスをその宛先とする選挙運動用電子メール（文書図画を選挙運動のために頒布するために用いられる電子メールをいう。2において同じ。）の送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、この限りでないものとすること。

2 1により文書図画を選挙運動のために頒布する者は、選挙運動用電子メールの送信に当たっては、当該文書図画に次に掲げる事項が正しく表示されるようにしなければならないものとすること。

- ① 自己の氏名又は名称
- ② 当該選挙運動用電子メールの受信をした者が電子メールの送信その他のインターネット等を利用する方法により 1 の送信をしないように求める旨の通知を行う際にその宛先となる電子メールアドレス又はこれに類する情報として政令で定めるもの

三 挨拶状の禁止の改正 (公職選挙法第百四十七条の二関係)

公職の候補者等が当該選挙区内にある者に対し出すことが禁止される挨拶状に、インターネット等を利用する方法により頒布するものが含まれないことを規定すること。

四 挨拶を目的とする有料広告の禁止の改正 (公職選挙法第百五十二条関係)

公職の候補者等及び後援団体が当該選挙区内にある者に対する主として挨拶を目的とする広告を有料で掲載させること並びに公職の候補者等又は後援団体に対し当該行為を求めるこの禁止について、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させること及び当該行為を求めることが禁止の対象に加えること。

五 選挙期日後の挨拶行為の制限の改正 (公職選挙法第百七十八条第二号関係)

選挙の期日後における当選又は落選に関する選挙人への挨拶行為の制限について、インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布を禁止の対象から除外すること。

六 インターネット等を利用する方法による選挙運動に要する支出

(公職選挙法第百八十七条第一項関係)

インターネット等を利用する方法による選挙運動（広告を有料で文書図画に掲載させることを除く。）に要する支出は、出納責任者又は出納責任者の文書による承諾を得た者でなくともすることができるものとすること。

七 インターネット等を利用する方法による氏名等の虚偽表示罪（公職選挙法第二百三十五条の五関係）

当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって真実に反する氏名、名称又は身分の表示をしてインターネット等を利用する方法により通信をした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処するものとすること。

八 電子メールを利用する方法により文書図画を選挙運動のために頒布する者の表示義務違反の罪

(公職選挙法第二百四十四条第一項第二号の二関係)

二の2に違反して二の2に規定する事項が表示されないようにしなかった者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処するものとすること。

九 その他 (公職選挙法第二百一条の四第六項及び第二百一条の十三第一項関係)

- 1 推薦団体は、推薦候補者の選挙運動のために開催する推薦演説会のために、インターネット等を利用して文書図画を頒布することができるものとすること。
- 2 政党その他の政治活動を行う団体が、各選挙につき、その選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に限り、政治活動のために掲示し又は頒布する文書図画に特定の候補者の氏名等を記載することの禁止について、インターネット等を利用する方法により頒布する文書図画に記載することを禁止の対象から除外すること。

第二 インターネットを利用する投票方法に関する検討 (第二条関係)

- 1 政府は、情報化社会の一層の進展に鑑み、選挙人の利便の向上及びこれによる投票率の上昇並びに開票事務等の効率化及び迅速化を図るため公職の選挙に係るインターネットを利用する投票方法を導入するかどうかの判断に資するよう、当該投票方法を導入するとした場合に次に掲げる条件を満たすために

講ぜられるべき技術上及び制度上の措置について、この法律の施行後一年以内に、検討を加え、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないものとすること。

- ① 投票の秘密が侵されること。
- ② 選挙人が一の選挙において二以上の投票を行うことを防止できること。
- ③ 選挙人が使用する通信端末機器の操作により公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあっては公職の候補者たる参議院名簿登載者又は参議院名簿届出政党等。⑦において同じ。）のいずれを選択したかを、投票の管理を行う機関に対して送信し、当該機関の電磁的記録媒体に記録することが正確かつ確実にできること。
- ④ 投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかの確認をすることができること及び当該確認に係る個人情報の保護のためのその適正な取扱いが確保されること。
- ⑤ 自宅その他の投票立会人のいない場所において選挙人がその自由な意思によって投票をする環境が確保されること。
- ⑥ 投票に係る情報システムについて不正アクセス行為からの防御その他当該情報システムにおける情

報の安全が確保されること。

⑦ 事故が発生した場合において、選挙人が公職の候補者のいずれを選択したかの記録が保護されること及び投票に係る情報システムが保全されること。

⑧ その他選挙の公正かつ適正な執行を害しないこと。

2 1 の検討の結果が公表された場合において、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとすること。

第三 附則

1 施行期日 (附則第一項関係)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとすること。

2 適用区分 (附則第二項関係)

第一による改正後の公職選挙法の規定（第一の三及び四を除く。）及び3による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又はこの法律の施行の日以後初

めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとすること。

3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正

（附則第五項関係）

特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報（選挙運動の期間中に選挙運動又は当選を得させないための活動のために頒布された文書図画に係る情報に限る。以下同じ。）の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じないものとすること。

- ① 特定電気通信による情報の流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該名誉侵害情報の発信者に対し当該名誉侵害情

報等を示して当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

- ② 特定電気通信による情報の流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び第一の一の3に違反して第一の一の3に規定する事項が表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があった場合であつて、第一の一の3に規定する事項が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されていないとき。

4 その他

その他所要の規定を整備すること。